

## 4 排水基準

### (1) 一律排水基準

#### ア 有害物質

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.03mg <sup>注)2</sup>
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。 <sup>注)1</sup>
PCB	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
シマジン	1Lにつき0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0.2mg
ベンゼン	1Lにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg、海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg <sup>注)2</sup>
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふつ素8mg、海域に排出されるもの1Lにつきふつ素15mg <sup>注)2</sup>
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg <sup>注)2</sup>
1,4-ジオキサン	1Lにつき0.5mg <sup>注)2</sup>

注)1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により、排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注)2 一部の業種で暫定基準が適用されている。

イ 生活環境項目

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下、海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(単位 1Lにつきmg)	160(日間平均120)
化学的酸素要求量(単位 1Lにつきmg)	160(日間平均120)
浮遊物質量(単位 1Lにつきmg)	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (単位 1Lにつきmg)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (単位 1Lにつきmg)	30
フェノール類含有量(単位 1Lにつきmg)	5
銅含有量(単位 1Lにつきmg)	3
亜鉛含有量(単位 1Lにつきmg)	2
溶解性鉄含有量(単位 1Lにつきmg)	10
溶解性マンガン含有量(単位 1Lにつきmg)	10
クロム含有量(単位 1Lにつきmg)	2
大腸菌群数(単位 1cm <sup>3</sup> につき個)	日間平均3,000
窒素含有量(単位 1Lにつきmg)	120(日間平均60)
燐含有量(単位 1Lにつきmg)	16(日間平均 8)

- ※ 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- ※ 生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- ※ 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- ※ 窒素及び燐の含有量については、特定の地域についてのみ適用され、一部の業種によっては暫定基準が設定されている。
- ※ 亜鉛含有量については、一部の業種によっては暫定基準が設定されている。

(2) 五ヶ瀬川水域上乗せ排水基準

区分	項目及び許容限度(単位1Lにつきmg)						
	化学的酸素要求量		生物化学的酸素要求量		浮遊物質量		銅含有量
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大
火薬(雷管を除く。)、医薬品添加物及び食品添加物の製造業	40	60	40	60	50	70	
化学繊維(ナイロン66を除く。)及び医薬品の製造業	120	160	50	70	60	80	1.5
化学肥料、硝酸、か性ソーダ、塩素、塩酸及びサンの製造業	25	35	20	25	40	50	
化学繊維(ナイロン66に限る。)、火薬(雷管に限る。)及び合成樹脂(ポリアミド樹脂に限る。)の製造業	120	160	50	70	50	70	
その他の製造業	20	30	20	30	50	70	
備考	1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。 2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。						

区域の名称	範囲
五ヶ瀬川 水 域	延岡市神戸町47番地の29地先黒礁と延岡市赤水町293番地の1地先鞍掛岬を結んだ直線及び陸岸により囲まれた延岡湾並びにこれに流入する公共用水域(川島橋(左岸ー延岡市川島町3518番地の2地先、右岸ー延岡市無鹿町1丁目3351番地の6地先)から上流の北川、粟野名堰堤(左岸ー延岡市中川原町5丁目5378番地地先、右岸ー延岡市中川原町5丁目5417番地地先)から上流の祝子川、亀井橋(左岸ー延岡市北小路3635番地の2地先、右岸ー延岡市東本小路96番地の5地先)から上流の五ヶ瀬川、大瀬橋(左岸ー延岡市柳沢町2丁目6番地の7地先、右岸ー延岡市大瀬町1丁目3番地の22地先)から上流の大瀬川及び沖田橋(左岸ー延岡市小野町6438番地の2地先、右岸ー延岡市小野町5327番地の5地先)から上流の沖田川を除く。)

(3) 大淀川水域上乗せ排水基準

区分		項目及び許容限度							適用	
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量(単位1Lにつきmg)		浮遊物質量(単位1Lにつきmg)		大腸菌群数(単位1cm <sup>3</sup> につき個)			
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均			
昭和56年8月1日前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事をしているものを含む。)	排出水量50m <sup>3</sup> 以上のもの		30	40	40	60		昭和57年8月1日から		
	排出水量25m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	3,000			
昭和56年8月1日以降に設置される特定事業場	排出水量50m <sup>3</sup> 以上のもの		20	25	30	40		昭和56年8月1日から		
	排出水量25m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	3,000			
<b>備考</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。</li> <li>「特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。</li> <li>「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。</li> <li>上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令(昭46年総理府令35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</li> <li>「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</li> <li>この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、当該施設が特定施設となった日から1年間は適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。</li> </ol>										

区域の名称	範囲
大淀川水域	宮崎県と鹿児島県の境から樋渡橋(左岸 都城市高崎町繩瀬字鳩越4100番地の1地先 右岸 都城市高城町有水字宮田島850番地の1地先) に至る区間の大淀川及びこれに流入する公共用水域